

「葛飾区空家等対策計画（案）」に対する

区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

1 実施期間

平成 29 年 10 月 20 日（金）から平成 29 年 11 月 20 日（月）まで

2 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6 か所）、区民サービスコーナー（4 か所）、図書館（7 か所）、地区図書館（5 か所）、住環境整備課 計 24 か所

また、区ホームページからも閲覧、電子申請による提出ができるようにしました。

3 提出された意見

意見提出者 1 人、意見数 2 件

4 提出された意見と区の考え方（概要）

別紙のとおり

「葛飾区空家等対策計画（案）」に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（案）に盛り込まれている
 △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	意見の要旨	取扱い	区の考え方
「葛飾区空家等対策計画（案）」に関するもの 2件			
1	<p>狭小地、圍繞地、近隣に商店や診療所などの医療・商業施設がない、公共交通の便が悪い等の利便性が低い住宅（地区）については、空き家発生要因となり得る。そのためには、空き家の敷地を区民向けの有効施設に活用することや、利便性を向上させるための施策展開が必要であると考え。</p> <p>（例：狭小地、圍繞地の場合には、空き家を解体して広場、喫煙所、ベンチなどの区民が利用できる施設として活用する。）</p> <p>（例：医療・商業施設がない、公共交通の便が悪い場合には、移動販売車等の導入が有効。）</p>	△	<p>空き家の発生には様々な要因があり、ご意見のとおり、利便性の低い住宅（地区）についても、その要因の一つとして考えられます。</p> <p>ただし、空き家の存する敷地の有効活用については、所有者の意向を尊重したうえで、地域ニーズを踏まえて取り組む必要があり、区有地として確保できた際の活用策の一つとして参考にさせていただきます。</p>
2	<p>住宅一辺倒の街並みは、利便性の低下を招き、空き家増加に拍車をかける可能性がある。そのためには、新築住宅に対する一定の建築規制を設ける必要があると考え。</p> <p>（例：戸建て住宅の建築確認等の際に、遊び場の整備や一戸当たりの延床面積を確保させる等、指導要綱の整備が必要。）</p>	△	<p>住宅一辺倒の街並みに対する建築規制につきましては、地域の皆さまの意向を踏まえたうえで、地区計画等による街並みの誘導が必要と考えており、現在のところ、戸建て住宅を指導要綱等で規制する考えはございません。</p>